

## 審査実施要領

### 1. 選考方法

選考は、一次審査で書類審査を実施する。その結果をもって二次審査で書類審査及びプレゼンテーションの審査を行い、合計得点の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者とする。

なお、選考者については魚沼市公式ホームページリニューアル業務委託業者選定委員会設置要綱に定めるものとする

### 2. 一次審査(配点：200点)

一次審査は、魚沼市公式ホームページリニューアル業務委託業者選定委員会事務局（以下、「事務局」）において以下の通り書類審査を行い、上位3者を選定する。参加申込者が3者以内の場合、全ての参加者を二次審査の対象とする（一次審査の採点は実施する）。

#### 2.1 基準点(100点)

- ・ 対象：【別紙1】CMS機能要件一覧表
- ・ 評価方法
  - (1) 提案CMSの対応状況を事務局が採点する。
    - ・ 「加点」の項目に○：該当1項目につき、加点
    - ・ 「加点」の項目に△：該当1項目につき、加点
    - ・ 「必須」の項目に×：該当1項目につき、減点

#### 2.2 システム管理運用体制とセキュリティ対策(60点)

- ・ 対象：企画提案書
- ・ 評価方法
  - (1) 企画提案書
    - ・ 別紙2 企画提案書作成要領 2. 企画提案書の構成 1 2  
サーバ、およびネットワーク構成や、システムの管理運用、保守
    - ・ 別紙2 企画提案書作成要領 2. 企画提案書の構成 1 3  
セキュリティ対策
  - (2) 事務局（ ）が企画提案書の当該項目記載内容を評価・採点する。

#### 2.3 価格点 構築費用(20点)

- ・ 対象：【様式6】費用見積書（構築費用）
- ・ 評価方法
  - (1) 費用見積書を事務局が採点する。
  - (2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は20点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。  
「価格点＝20点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

## 【別紙3】審査実施要領

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

### 2.4 価格点 保守費用 (20点)

- ・ 対象：【様式7】費用見積書（保守費用）
- ・ 評価方法

(1) 費用見積書を事務局が採点する。

(2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は20点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点＝20点×（最低見積価格※1÷見積価格※2）」

※1全提案者中最も低い見積価格

※2当該提案者の見積価格

## 3. 二次審査 (配点：400点)

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。

### 3.1 提案評価点 (100点)

- ・ 対象：企画提案書
- ・ 評価方法
- ・ 審査会において、各審査員が企画提案書の各項目を評価・採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

### 3.2 プレゼンテーション評価点 (300点)

- ・ 対象：プレゼンテーション及び質疑応答
- ・ 評価方法

審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

## 4. 二次審査（プレゼンテーション）の内容

(1) 日時：令和4年8月下旬予定（別途連絡）

(2) 場所：魚沼市役所（別途連絡）

(3) 出席者：1提案者5名以内（プロジェクトリーダーは必ず出席すること）

(4) 実施時間：1提案者40分以内（プレゼンテーション25分、質疑応答15分）

(5) プレゼンテーションの内容

- ・ 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

(6) プレゼンテーションの順番

## 【別紙3】審査実施要領

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順とする。

### (7) その他

プロジェクター、スクリーンは市で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

## 4. 優先交渉権者決定に関する特記事項

### 4.1 提案者が1社の場合の取り扱い

- (1) 一次審査を実施し合計点が120点以上の場合、二次審査を実施する。
- (2) 一次・二次審査の合計点が360点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

### 4.2 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (2) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (3) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」および「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。
- (4) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者、および次点交渉権者を選定する。